

議案第 2 号

茂原市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

茂原市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するよう市長に申し入れます。

令和 3 年 1 月 2 6 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例

茂原市文化財の保護に関する条例（昭和47年茂原市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指定文化財について、法又は県条例の規定による指定があったときは、当該指定文化財の指定は解除されたものとする。

第 1 8 条第 2 項第 1 号中「解除」の次に「(ただし、第 5 条第 2 項の規定による指定の解除は除く。)」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 事務の簡素化及び円滑化を図るため、所要の改正をするものです。